

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和4年度事業点検・評価調書

3-1

3-1

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	世界遺産の保存管理
節		事業主体	佐渡市世界遺産推進課
事業(施策)名	1 世界遺産包括的保存管理計画に基づく保存管理	関連団体	県文化課
事業実施期間	H28～R6		
事業概要	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界遺産包括的保存管理計画に基づき、構成資産や構成資産周辺の環境等の保護のために経過観察を行う。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ユネスコへ提出する世界遺産登録推薦書で示した内容に基づき、世界遺産登録後、佐渡市で構成資産の定期的かつ体系的な経過観察(モニタリング)を行い、6年ごとに保存管理状況としてまとめたうえ、世界遺産委員会へ定期報告を行う。 <p>【本計画終了時点のゴール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経過観察マニュアルに沿って、効率的な経過観察を継続して実施する。(定数的な目標値は設定しない。) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年3月に策定した「史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画」において、構成資産やその周辺区域の経過観察の方針を定めた。 <p>また、上記方針と連動した経過観察マニュアルを作成し、構成資産やその周辺区域の経過観察を行った。</p>		
	<p>【R4年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 史跡整備基本計画に記載された方針と連動した経過観察マニュアルに基づき、構成資産やその周辺区域の経過観察を行う。 <p>【R4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 史跡整備基本計画に基づき、上相川地区、上寺町地区、西三川砂金山の導水路、鶴子銀山の百枚平地区・大滝地区・代官屋敷・荒町遺跡、屏風沢地区、西五十里道・鶴子道などの点検・経過観察を行った。 		
事業計画と実績	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 世界遺産登録後は構成資産の経過観察(モニタリング)を適切に行う必要があることから、経過観察の体制を整えなければならない。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ マニュアルに従って経過観察を進め、効率的な経過観察を継続して実施できるよう、必要に応じてマニュアルの見直し・更新を行っていく。 		
	<p>【ゴールに対するR4末の達成度】 ◇ 本事業は、経過観察を継続していくものであり、令和4年度末までの累積的な目標は設定していないが、概ね計画どおりに進んでおり、一定の成果が得られていることからB評価とした。</p> <p>[A · (B) · C]</p>		

A:予定を上回る進捗

B:概ね予定どおり

C:遅れている。